



第3回 (最終回)

マイナポータルとその利用範囲

宮本 雄司 税理士

みやもと・ゆうじ 昭和34年東京都生まれ。平成2年税理士登録、税理士宮本雄司事務所を開設。現在、日本税理士会連合会理事、規制改革対策特別委員会副委員長、東京税理士会常務理事、規制改革・納税環境整備等対策室長を務める。

1 マイナポータルでできること

Q マイナポータルでできることは、具体的に何でしょうか。

A マイナポータルでできることは、現時点で、次のものとなっています。

- (1) 情報提供等記録表示 (やりとりの記録)
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することができます。
- (2) 自己情報表示 (あなたの情報)
行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。情報を確認する場合には、分野項目又は特定個人情報名と確認対象日の情報を指定します。
- (3) お知らせ
行政機関などから個人に合ったお知らせを確認することができます。
- (4) 民間送達サービス
行政機関や民間企業からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。通知をお知らせに表示するには、マイナポータルと民間送達サービスを提供する事業者とを事前につなぐ必要があります。
- (5) 子育てワンストップサービス (サービス検索、電子申請機能)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができるようになります。

(6) 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済をすることができます。

(7) もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

2 マイナポータルを利用するために必要なもの

Q マイナポータルを利用するためには何が必要でしょうか。

A 以下のものが必要になります。

(1) パソコン

個人番号を認証して、マイナポータルの閲覧や情報請求のために必要となります。ただし、パソコン以外でもスマートフォン、タブレット、テレビなどからも利用できるようにする予定です。

(2) 個人番号カード

マイナポータルにログインする際に、本人確認を行うために必要となります。ただし、個人番号を使用するのではなく、個人番号

カードからの電子情報とパスワードを組み合わせてログインします。

(3) ICカードリーダー

個人番号カードを読み取り、本人認証を行うために、パソコンに接続します。現段階では、ICカードリーダーの購入費用は、利用者の負担となる予定です。

3 マイナポータル 利用範囲の拡大

Q マイナポータルを利用する範囲は今後どのように拡大していくのでしょうか。

A (1) マイナポータルからのe-Taxの利用
e-Taxのメッセージボックスに届いたお知らせや、e-Taxソフトから納税証明書の交付請求、法定調書の作成などを行うことができます。初めて利用する場合は、e-Taxの利用者識別番号及び暗証番号の入力を行い、マイナポータルとe-Taxをつなげます。2回目以降は、e-Taxの利用者識別番号や暗証番号は入力せずにマイナポータルからe-Taxへのログインが可能です。

(2) 医療費控除の簡素化

今までは、医療機関などの領収書の収集、電子申告では領収書のデータ入力などが必要でしたが、医療保険者の医療費通知を証明書として申告を行うことが可能になります。

これによって、領収書の収集が簡略化できます。電子申告ではマイナポータル上で医療費通知が確認でき、e-Tax上の申告書に転記が可能になり、データ入力などの手間を省くことができます。ただし、健康保険組合や国民健康保険以外の医療費や交通費などの医療費通知に記載されない支出については、引き続き領収書の保存が必要となります。

平成30年1月以降、実現可能な保険者から開始されます。

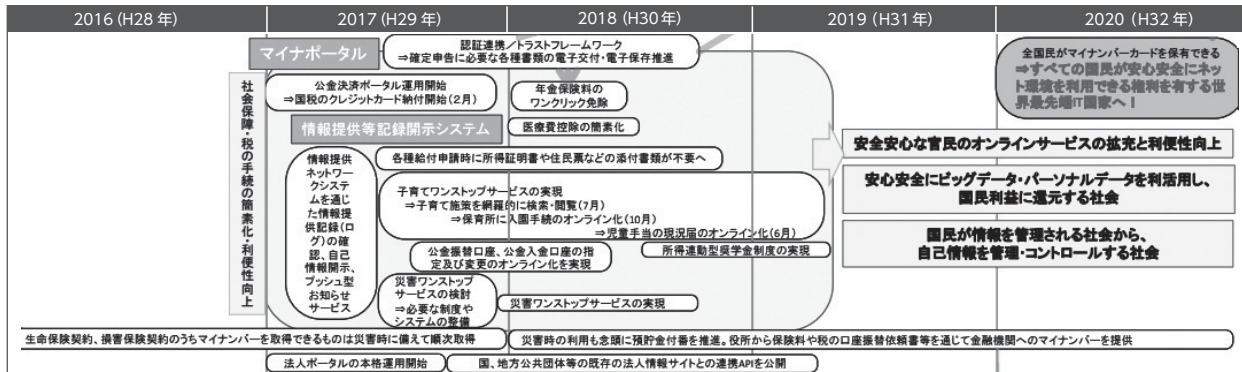
(3) 引越しや死亡などに係るワンストップサービス

今までは、個別に自治体窓口や公共機関などに連絡する必要がありましたが、自宅などからオンライン上で一括して手続きすることが可能になります。

マイナポータルの機能を活用して、引越しや死亡などによる情報の変更を、自分が選択した機関に一括届出ができることなどが検討されています。平成30年以降、可能なものから順次実現されます。

以上に掲げた他にも、マイナポータルが開始されると利用範囲が拡大されます。マイナポータルを利用するには、原則として個人番号カードが必要です。マイナポータルの開始に伴い、個人番号カードの普及につながり、将来はさらに発展していくことが期待できます。

図 マイナポータルの利用範囲の拡大



(出典) 自由民主党 マイナンバー利活用推進小委員会マイナンバー制度利活用推進ロードマップ (Ver. 2) 案より一部抜粋